

公益財団法人東京しごと財団

# 企業向け支援事業

〈人材確保〉〈職場環境整備〉のご案内

## 人材確保 (サービス)

1. 中小企業人材確保総合サポート事業
2. 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業
3. 雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金
4. 企業による保育施設設置支援事業

## 職場環境整備 (助成金等)

5. 働くパパママ育休取得応援奨励金
6. 介護休業取得応援奨励金
7. テレワーク促進助成金
8. テレワーク導入ハンズオン支援助成金
9. 小規模テレワークコーナー設置促進助成金
10. サテライトオフィス設置等補助事業補助金
11. 女性の活躍推進助成金
12. TOKYO シェアオフィス墨田・  
東京テレワーク推進センターのご案内



# 1. 中小企業人材確保総合サポート事業

企業の「人材確保・人材活用」に関する  
お悩みや課題解決をサポートします！



ご利用  
無料

## 1. 人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望をお伺いし、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。また、人材確保に向けて適切な支援メニューをご案内いたします。

**利用時間** 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く)  
※事前予約制 (土日祝日、年末年始は休業)



## 2. 専門相談窓口

- 専門・中核人材  
専門スキルを持った人材や企業活動の中核となる人材に関するご相談に対応
- 副業・兼業人材  
自社の従業員の副業・兼業の承認や、社外の副業・兼業人材の受入等に関するご相談に対応

**利用時間** 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く) ※完全事前予約制 (土日祝日、年末年始は休業)

## 3. セミナーの開催

人材確保に不安や悩みを抱える中小企業を対象に、「中小企業ならではの」人材確保・活用策についてセミナーを開催します。自社の採用に関する課題整理や新たな人材確保・活用策を検討する機会としてぜひご利用ください。

### ● 人材確保セミナー(年10回)

採用ノウハウセミナー	若年者採用セミナー
<b>実践的な採用ノウハウについて</b> ○求職者から選ばれる求人票 ○入社意欲を高める面接の手法 等	<b>若年者採用のポイント</b> ○若年求職者を取り巻く労働市場の動向 ○ウェブサイトや SNS 等を活用した採用活動 等

※テーマは一例です。

### ● 多様な人材活用セミナー(年7回)

女性の採用・活用セミナー	シニア人材の採用・活用セミナー
育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等	豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

※テーマは一例です。

## ●副業・兼業人材活用セミナー(年2回)

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や副業・兼業人材の受入・活用について、その有効性や実施手法（就業規則の整備・労務管理の方法など）等に関するセミナーを実施します。

### 「セミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の企業

## 4. 人材確保コンサルティング

コンサルタントが企業を訪問し、下記のような課題を一例とした採用に関するお悩みの解決に向けたアドバイスを行う等、最大5回のコンサルティングを実施し「採用力向上」、「人材確保」を支援します。

### ●支援テーマ例

課 題	支 援 内 容
求人を出しても応募がない	○セールスポイントの棚卸（他社との差別化） ○求職者の目に留まる求人票の記入方法
自己流で面接している	○「選ばれる面接官」のポイント解説 ○入社意欲が高まる面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○求める人材像の再整理 ○自社にマッチする人材を見極める面接質問方法

女性・高齢者等の多様な人材、副業・兼業人材、専門・中核人材の確保及び活用についても承っています。

### ●ご利用の流れ



※コンサルティングを実施した際には、「都内ハローワーク」や「東京しごとセンター」等の公的施設を利用した求人申込みのサポートを行います（求人内容について要件あり）。

### 「人材確保コンサルティング」利用対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下であること
- 正社員、契約社員（正社員登用の制度があること）の求人を出す予定があること  
（但し、副業・兼業人材の活用、専門・中核人材の採用を検討している場合は、この限りではありません。）

※その他にも要件があります。詳細はホームページでご確認ください。

## 5. 人材戦略構築支援

人材の採用や定着、能力開発等について、多岐にわたり課題を抱える企業に対して、中長期的視点にたった人材戦略の構築や人材マネジメントの取組を支援します。

### ● 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」

中小企業等の経営者等を対象に、自社の競争力の維持・拡大や事業展開等に向けて、人材戦略を構築するための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していくための人材確保の具体的な方法を考察できるセミナーを実施します。

#### 【各分野の第一人者を講師に迎えた4日間の集中セミナー】

「方針策定」「採用戦略」「組織改革」「戦略策定」4つのテーマを1回3時間、合計12時間で効率よく体系的に学べます。

ステップ	テーマ
1日目	方針策定：核心となる5つのキー
2日目	採用戦略：自社に合った人材を集め、見極め、惹きつける
3日目	組織改革：社員幸福度と社員満足度の違いとは
4日目	戦略策定：変化の先を見据えた人材戦略を武器に

※テーマは一例です。

#### 「経営者向けセミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業経営者

### ● 人材戦略コンサルティング支援

専門家が企業を訪問し、状況や課題に応じた最大5回のコンサルティングを実施し、人材戦略構築や人材マネジメントの基盤づくり等、具体的な取組みについて助言を行い、中長期的なスパンでの人材確保を支援します。

#### 「人材戦略コンサルティング」利用対象

- 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」に参加し、一定程度、人材戦略構築・人材マネジメント等について学習した企業

※その他にも要件があります。詳細はホームページでご確認ください。

★各セミナーの開催日時やコンサルティングについて等、詳細はホームページでご確認ください。

📞 お問い合わせ 人材確保支援担当係：03-5211-2174

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/jinzaikakuho.html>



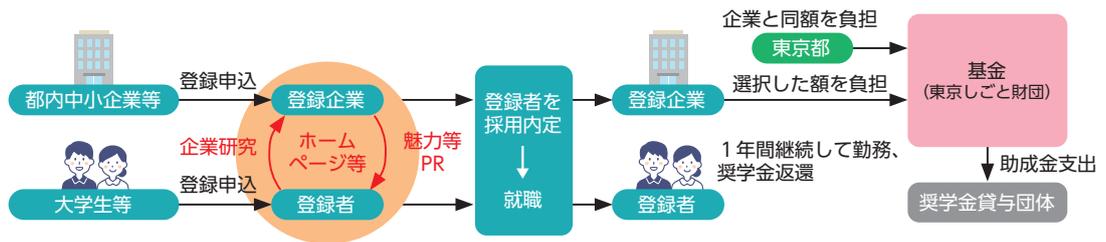
## 2. 中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくり企業の  
人材確保に役立ちます！



奨学金の貸与を受けている大学生等が都内中小企業等に技術者（正規雇用労働者）として就職し、1年間継続して勤務した場合、中小企業等と東京都が1/2ずつ負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成する事業です。

### ●事業の流れ



- 本事業の利用を希望する中小企業等は登録が必要です。
- 各企業において、本事業の利用を希望する大学生等を面接し、採用を決定します。
- 対象者の1年間の勤務継続を確認後、都と中小企業等が連携して対象者の奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成します。

### ●対象

対象となる中小企業等	対象となる大学生等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業界の中小企業等（※）が、建築・土木・測量技術者を採用する場合</li> <li>●IT業界の中小企業等（※）が、情報処理・通信技術者を採用する場合</li> <li>●ものづくり業界の中小企業等（※）が、開発技術者を採用する場合</li> </ul> <p>※本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等、若しくは大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のアまたはイのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大学（短大除く）、大学院、大学校若しくは高等専門学校（専攻科）を令和5年3月31日までに卒業又は修了予定の者</li> <li>イ 登録申込日時点で大学等を卒業後3年以内の者</li> </ul> </li> <li>●下記の対象奨学金を借り入れていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構 第一種奨学金 または 第二種奨学金</li> <li>・その他財団理事長が認める公的機関実施の貸与型奨学金</li> </ul> </li> <li>●他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者</li> </ul>

※詳細は専用ホームページから登録企業募集要項又は登録者募集要項をご確認ください。

### ●企業負担金額

- ①～③のうち、希望する額を登録時に選択してください。なお、東京都が同額を負担します。  
 <登録者（大学生等）1名に対して>  
 ① 15万円（年5万円×3年） ② 36万円（年12万円×3年） ③ 75万円（年25万円×3年）

### ●企業登録申込受付期間

令和4年12月20日（火）まで※必着 ◆募集要項・申込書類等はホームページをご確認ください。

📞 お問い合わせ 採用定着促進支援担当係：03-5211-1080

🏠 ホームページ 財団HP：<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/scholarship.html>  
 事業専用HP：<https://tokyo-scholarship-support.jp/>



# 3. 雇用創出・安定化支援に係る 採用・定着促進助成金

計画的な育成計画の策定等、  
職場定着を応援します！



対象者1人につき

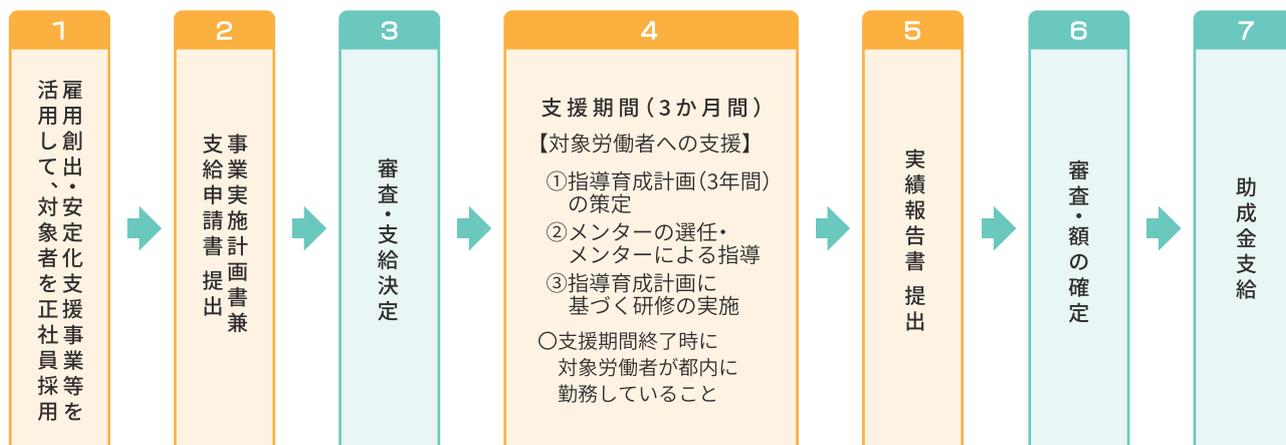
**20万円**支給

東京しごと財団が実施する雇用創出・安定化支援事業等を活用して対象者を正社員として採用し、定着を図るために計画的な指導育成の取組を行った企業に対し、助成金を支給します。

支給要件	支給金額	
正社員として6か月間在籍している対象者に対して、支援期間（3か月）のうちに、①～③の支援を行い、④の要件を満たしていること  ①指導育成計画（3年間）の策定 ②指導育成計画に基づく研修の実施 ③指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ④支援期間終了時に対象者が都内に勤務していること	対象労働者に応じて、下記に定める額を支給します。	
	対象労働者数	支給額
	1人	20万円
	2人	40万円
	3人以上	60万円

※1年度の上限額は60万円

## ●事業の流れ



●助成金対象事業者……東京しごと財団が実施する雇用創出・安定化支援事業等に参加した方（氷河期世代を除く）を正社員として採用し、6か月以上継続して雇用している中小企業等  
※都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業等に限りませう。  
 ※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

**お問い合わせ** 採用定着促進支援担当係：03-5211-1080

**ホームページ** [https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/saiyo-teichaku\\_r04.html](https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/saiyo-teichaku_r04.html)



# 4. 企業による保育施設設置支援事業

## 企業による保育施設の設置を 支援します！



ご利用  
**無料**

育児中の女性等の活用を検討する中小企業等に対し、企業内保育施設設置相談窓口を設置するとともに、セミナーやマッチング会の実施、「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供により、企業による保育施設設置の支援を行っています。

### 1. 企業内保育施設設置相談窓口

**対象**

子育て中の社員が働きやすい職場環境づくりに向け、都内に企業内保育施設設置を検討する中小企業等のご担当者

**利用時間**

平日9:00～17:00(12:00～13:00 除く) ※土日祝日、年末年始は休業。

**利用方法**

電話・来所・メール ※来所でのご相談は事前予約制です。相談日前日までにお電話でお申し込みください。

☎ 03-5211-2171    ✉ hoiku-soudan@shigotozaidan.or.jp

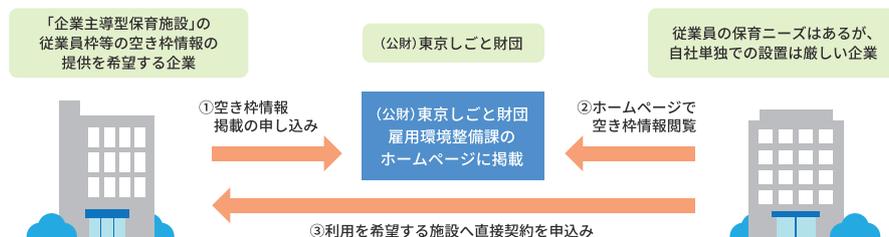
★このほか、保育事業者による専門相談日を設けています。詳細はホームページをご覧ください。

**ホームページ** <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/hoiku-sodan.html>



### 2. 「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供

「企業主導型保育施設」は、複数の企業が共同で利用することができます。東京しごと財団では、都内の「企業主導型保育施設」の従業員枠等の空き枠情報を募集し、ホームページで情報提供しています。



#### ポイント

共同利用により、育児休業中の従業員が復職しやすくなります。また、共同利用契約施設を確保しているということは、優秀な人材の採用・確保にとって有効です。

**ホームページ** <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/kyodo/index.html>



### 3. 共同利用推進セミナー・共同利用マッチング会の開催

#### ●共同利用推進セミナー

企業主導型保育施設や共同利用の仕組み、他の企業が設置した企業主導型保育施設を共同利用するメリットや好事例をご紹介します。

#### ●共同利用マッチング会

共同利用先を募集中の都内の企業主導型保育施設と、都内の企業主導型保育施設の共同利用を検討中の企業とのマッチングの場を提供します。

★上記セミナー・マッチング会等はホームページよりお申し込み可能です。

**お問い合わせ**

育児支援担当係：03-5211-2171

**セミナー・マッチング会専用ホームページ**

<https://tokyoshigoto-kigyouhoiku.jp>



**ホームページ**

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/seminar/hoiku.html>



# 5. 働くパパママ育休取得応援奨励金

育児休業を取得しやすい  
環境づくりを応援します！



働くママコース  
定額 **125** 万円支給

働くパパコース  
最大 **300** 万円支給 ※条件により加算あり

## 1. 働くママコース

女性従業員に1年以上の育児休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った中小企業等に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
以下の従業員が在籍する <b>都内中小企業等</b> <small>※常時雇用する従業員 300名以下</small> (従業員要件) 子が1歳に達するまでに育児休業を開始し1年以上取得した後、原職に復帰し3か月以上継続雇用されている、都内在勤の女性従業員がいること。	対象企業において、以下の①②の取組を実施していること。 ①育児法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を令和4年4月1日以降に就業規則に定めていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業期間の延長</li> <li>・育児休業延長期間の延長</li> <li>・看護休暇の取得日数の上乘せ</li> <li>・時間単位の看護休暇導入（中抜けを認めるもの）</li> <li>・育児による短時間勤務制度の利用年数の延長</li> </ul> <small>※法を上回るか否かは、就業規則の施行日時時点で施行されている法律を基準として判断します。 ※就業規則は労働基準監督署へ届け出る必要があります。</small> ②復帰するまでの間に当該従業員に対して、復帰支援の面談を1回以上、復帰に向けた社内情報の提供を定期的に行ったこと。	定額 125万円

## 2. 働くパパコース

男性従業員に育児休業を取得させ、育児休業を取得しやすい職場環境を整備した企業等に奨励金を支給します。

対象企業	奨励金額
以下の従業員が在籍する都内企業等 <small>※企業規模不問</small> (従業員要件) 15日以上育児休業を取得した後、原職に復帰し3か月以上継続雇用されている都内在勤の男性従業員がいること。 <small>※中小企業等を対象とする特例措置</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>①子の出生後8週の期間に30日以上育児休業を取得した場合は、奨励額に一律20万円を加算</li> <li>②子の出生後8週の期間に初回の育児休業を取得した場合は、2回目の育児休業期間を初回の育児休業期間と合算して申請が可能(2回目の育児休業は、令和4年9月30日までに開始したものに限り)</li> </ul>	育児休業15日取得 25万円 以降15日ごとに25万円加算 上限300万円

●申請受付期間……原職復帰3か月経過後2か月以内  
または令和5年3月31日(金)のいずれか早い日

※過去に「働くパパママ育休取得応援奨励金」を受給していない企業が対象。  
(申請コースが異なる場合は申請可能)

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。



**お問い合わせ** 育児支援担当係：03-5211-2399

**ホームページ** <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>

## 6. 介護休業取得応援奨励金

介護休業を取得しやすい  
環境づくりを応援します！



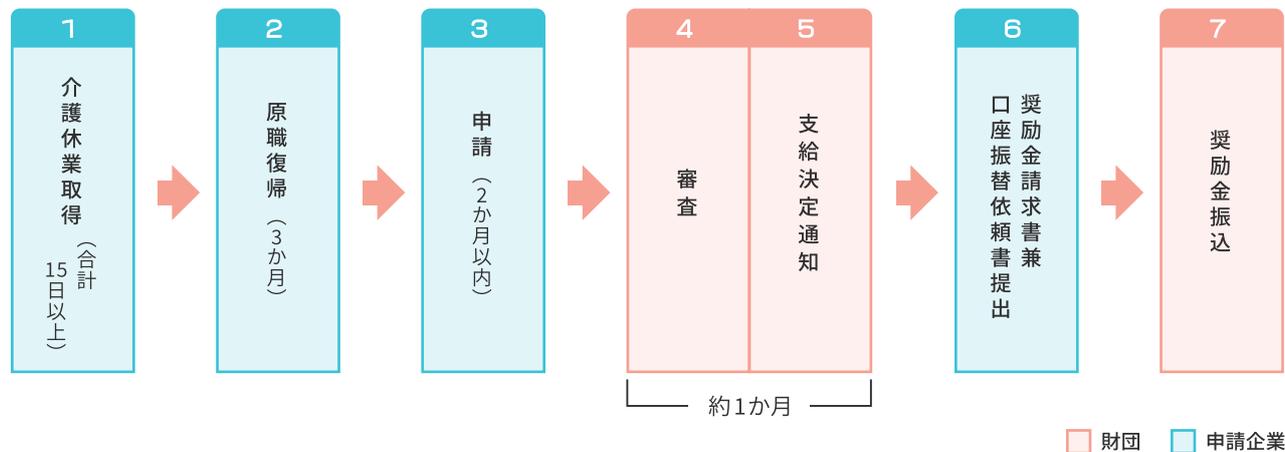
奨励金額

最大 **50** 万円支給

従業員に合計 15 日以上介護休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った中小企業等に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
<p>以下の従業員が在籍する <b>都内中小企業等</b> ※常時雇用する従業員 300 名以下 (従業員要件) 介護休業(有給の介護休暇含む)を開始し合計 15 日以上取得した後、原職に復帰し 3 か月以上継続雇用されている、都内在勤の従業員がいること。</p>	<p>対象企業において、以下の取組を実施していること。 育介法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を令和 4 年 4 月 1 日以降に就業規則に定めていること。 ・介護休業期間の延長 ・介護休業取得回数の上乗せ ・介護休暇の取得日数の上乗せ ・時間単位の介護休暇導入(中抜けを認めるもの)</p> <p>※法を上回るか否かは、就業規則の施行日時時点で施行されている法律を基準として判断します。 ※就業規則は労働基準監督署へ届け出る必要があります。</p>	<p>介護休業 合計 15 日取得 25 万円 合計 31 日以上 取得 50 万円 (年度内 1 回まで)</p>

### ●申請の流れ



●申請受付期間……原職復帰 3 か月経過後 2 か月以内  
または令和 5 年 3 月 31 日(金)のいずれか早い日

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。



📞 お問い合わせ 育児支援担当係：03-5211-2399

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/josekin/kaigo.html>



# 7. テレワーク促進助成金 (一般コース)

「テレワークの定着・促進」を支援します！

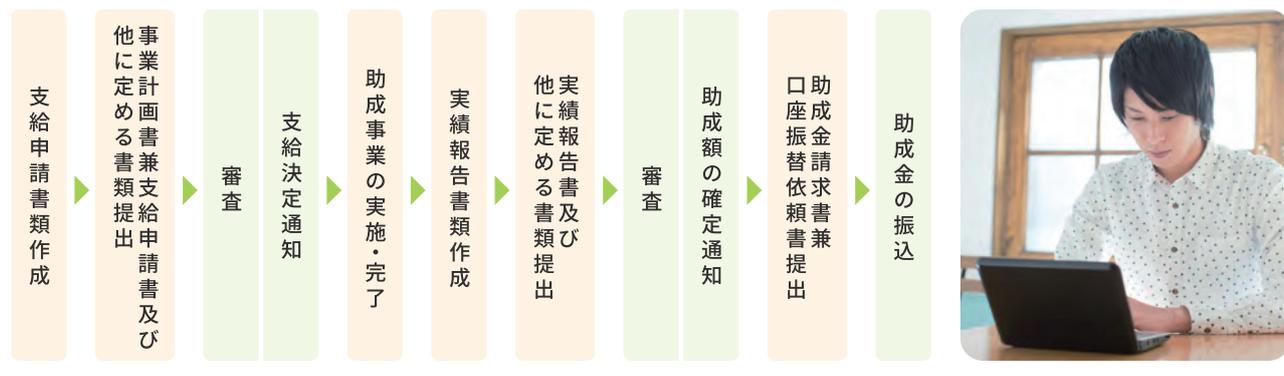


テレワークの定着・促進に向け、テレワーク導入に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
都内事業所に所属の常時雇用する労働者を対象に、在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モバイル端末等整備費用</li> <li>● システム機器等の設置・設定費用</li> <li>● テレワーク業務関連ソフト利用料</li> <li>● 上記環境整備を専門業者に一括委託する経費</li> </ul>	常時雇用する労働者の数 30人以上 999人以下 限度額 250万円 (助成率 1/2)
		常時雇用する労働者の数 2人以上 30人未満 限度額 150万円 (助成率 2/3)

非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります。詳細はホームページをご確認ください。

## 支給申請から助成金振込までの流れ



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等。※他要件あり



📞 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-5200

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telesoku.html>

# 8. テレワーク導入ハンズオン支援助成金

## テレワークの導入を伴走型で支援します



### 1. 事業概要

#### ● 支援対象

<対象企業> テレワーク未導入の都内中堅・中小企業等  
(常時雇用する労働者が2人以上999人以下の企業等)

#### ● 事業の流れ

①事業申込	コンサルティングについては以下のホームページからお申し込みください。 <a href="https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp/</a>
②企業ヒアリング	事業にお申込みいただいた企業に対し、テレワーク導入に向けて現状や課題などをヒアリングします。
③コンサルティング <b>費用無料</b>	企業ヒアリングを実施した企業の実情に応じて、最適のICTの専門家等を派遣し、業務の洗い出しやツール選定のほか、規程の整備に関する提案等を行います。 なお、以下の2コースをご用意しています。

	導入トライアルコース (短期集中コース)(最大5回)	生産性向上・業務改革コース (じっくり伴走コース)(最大12回)
対象	短期間で機器やツールに関する知識を身に付けテレワークを導入したい企業等	テレワークの導入により業務改善を行い、生産性の向上を目指す企業等
内容	テレワーク機器やツール体験のほか、機器等の導入を支援することでテレワークの早期導入を後押し	業務の見直しやテレワーク規程の整備など、コンサルティングを通じて、テレワークの導入から定着までを支援

④助成金	<b>テレワーク導入ハンズオン支援助成金</b> ※東京しごと財団が実施 上記③のコンサルティングを受け、「テレワーク導入提案書」を発行された企業等に対し、テレワーク導入に係る費用を助成します。
------	--

常時雇用する労働者数	助成金上限額・助成率
2人以上30人未満の企業	最大150万円 ・ 2/3
30人以上999人以下の企業	最大250万円 ・ 1/2

※常時雇用する労働者数は法人単位

#### ● 助成事業の流れ



※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

📞 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-1756

🏠 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/hands-on.html>



# 9. 小規模テレワークコーナー設置促進助成金

空き時間、空きスペースを有効活用し、  
テレワークコーナーを！



## 1. 事業概要

都内の飲食店や商業施設等に、地域の方がテレワークを実施するための  
共用型テレワークコーナーを設置する費用を助成

### ● 支援対象

＜対象企業＞都内に本社または事業所を置く事業者等 ※その他要件あり  
(常時雇用する労働者が300人以下の企業等)

### ● 助成金額・助成率

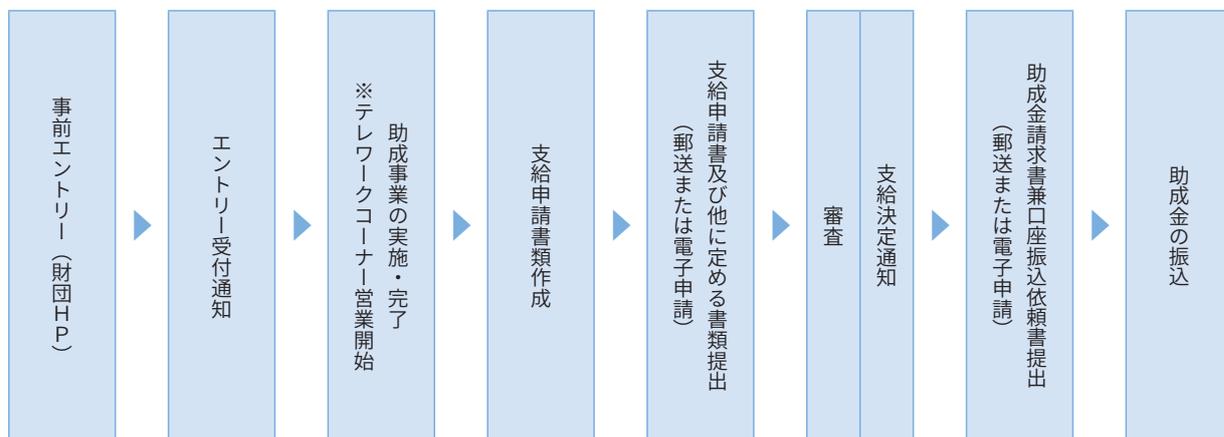
最大50万円・助成率1/2

### ● 主な対象経費

机、椅子、パーティション、Wi-Fiルーター機器、モニター、プリンター購入経費/コンセント設置工事 等

### ● 助成金申請から助成金振込までの流れ

※申請には事前エントリー受付期間内に事前エントリーが必要です。



令和4年5月9日  
～令和4年8月31日

事前エントリーを行った日  
～令和4年10月31日まで

郵送：令和4年6月1日  
電子申請：令和4年7月1日  
～令和4年12月26日

### ● 主な要件

- ・ テレワークコーナーを設置する施設は都内区市町村部にあるものに限りです。
- ・ 本事業は、「共用型」のテレワークコーナーを新たに設置・運営する事業者向けの助成金です。

「共用型」…… 自社・グループ社員のみが利用するものは助成対象外となります ※その他要件あり

お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-1756

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>



# 10. サテライトオフィス設置等 補助事業補助金

テレワークに活用できる  
施設づくりを応援します！



施設の設置が少ない都内市町村部を中心に、企業等が新たに開設する共用型サテライトオフィス等の整備・改修費及び運営費を補助します。

## ●民間コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス設置コース	都内の市町村 オフィス面積は50㎡以上 5席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(2年間分) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ミニワーケーションコース	西多摩・島しょ等 観光施設等の空きスペースを 利用 2席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 133万円	○整備・改修費 2/3

※補助事業者が保育所を併設又は、利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合や、サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合に、補助限度額・補助率がアップします(サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合は、整備・改修費のみ対象)。

## ●行政コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス設置コース	区市町村 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(2年間分) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ミニサテライトオフィス設置コース	区市町村 ※その他要件あり	○整備・改修費 100万円	○整備・改修費 1/2
ワーケーションコース	西多摩・島しょ等 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円 ○運営費(2年間分) 600万円/年	○整備・改修費 1/2 ○運営費 1/2

※補助事業者が保育所を併設又は、利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合に、補助限度額・補助率がアップします。

- 補助対象事業者……誰でも利用可能なサテライトオフィスを、都内の市町村部(行政コースは区部も含む)に設置を希望する企業等(大企業、団体、NPOを含む)及び区市町村等(外郭団体を含む)

- 申請受付期間……令和4年8月31日(水)まで

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

📞 お問い合わせ シェアオフィス運営係：03-5211-2762

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>



# 11. 女性の活躍推進助成金

「女性の職域拡大」を目的とした  
職場環境の整備を応援します！



女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する都内中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
女性の新規採用・ 職域拡大を 目的とした設備等の整備  ※女性が少ない職種等に 新規に採用計画がある 都内中小企業等が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トイレ</li> <li>● 更衣室</li> <li>● 休憩室</li> <li>● シャワー室</li> <li>● 仮眠室</li> <li>● ロッカー（原則女性更衣室内に設置）</li> <li>● ベビールーム （子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース）</li> <li>● 工事現場に設置される仮設トイレ等の整備費用</li> </ul>	限度額 500 万円 （助成率 2/3）

## 支給申請から助成金振込までの流れ



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等。 ※他要件あり



**お問い合わせ** 職場環境整備担当係：03-5211-5200

**ホームページ** <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/jokatsu.html>

# 12. TOKYO シェアオフィス墨田・東京テレワーク推進センターのご案内

## TOKYO シェアオフィス墨田

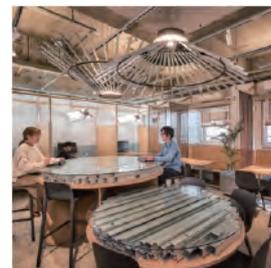
TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO) は、テレワークなど新しい働き方を実践するために東京都が開設し、東京しごと財団が運営するシェアオフィスです。

**利用時間** 平日 9:00 ~ 19:00 ※土日祝日、年末年始は休業

**所在地** 〒130-0004 東京都墨田区本所 3-15-5

**最寄駅**

- ・都営浅草線 「本所吾妻橋」 駅 徒歩 9分
- ・都営浅草線・都営大江戸線 「蔵前」 駅 徒歩 11分
- ・東京メトロ銀座線 「浅草」 駅 徒歩 13分



**お問い合わせ** TOKYO シェアオフィス墨田運営事務局：03-5610-7039

**ホームページ** <https://tso-tokyo.jp/>



## 東京テレワーク推進センター

東京都と国が連携し、都内企業等を対象に「テレワーク」に関する情報提供や相談等をワンストップで行っています。

### 《 東京テレワーク推進センターでできること 》

#### テレワークの体験

製品やサービスを体験しながら比較検討ができます。最先端のツールも体験いただけます。

#### テレワークに関する情報収集

制度改正や助成金情報など、テレワーク導入の情報を収集できます。

#### テレワークに関する相談

人材確保のアドバイス、システムや制度の整備、助成金活用など各種ご相談いただけます。

**利用時間** 平日 9:00 ~ 17:00 ※土日祝日、年末年始は休業

**所在地** 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋ビル6階

**最寄駅** 飯田橋駅

- ・都営大江戸線 「C3 出口」 より徒歩 2分
- ・JR 中央総武線 「東口」 より徒歩 4分
- ・東京メトロ東西線 「A1 出口」 より徒歩 4分

**お問い合わせ** 03-3868-0708

**ホームページ** <https://tokyo-telework.metro.tokyo.lg.jp/>





公益財団法人

東京しごと財団

Tokyo Foundation for Employment Services

## 企業支援部 雇用環境整備課

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/>

雇用環境整備課

### 所在地

〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋3-8-5  
住友不動産飯田橋駅前ビル10階・11階



### アクセス

最寄り駅：飯田橋駅  
●JR中央総武線＝東口より徒歩3分  
●東西線＝A5出口より徒歩1分  
●南北線・有楽町線・大江戸線＝A2出口より徒歩2分

### 業務時間

平日 9:00～17:00 (ご来所の際は事前にご連絡ください)  
※12:00～13:00は除く。 ※土日・祝日・年末年始は休業。

### TEL

☎ 03-5211-2395



東京しごと財団 雇用環境整備課  
ソーシャルファーム支援センター  
(飯田橋駅前ビル)

### 公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

### 個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取り扱いの詳細はホームページ(<https://www.shigotozaidan.or.jp/>) または、窓口でご確認ください。